

労働保険・社会保険 早わかり比較表

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

労働保険・社会保険 早わかり比較表

大分類	種類	概要・保障内容	対象・加入義務	保険料負担
労働保険	労災保険	業務・通勤災害時の労働者・遺族への給付	労働者を使用する全事業所は原則加入義務	全額事業主負担
	雇用保険	失業・休業時の生活安定、就職促進のための給付	週20時間以上・31日以上雇用見込みの労働者	事業主と労働者が負担
社会保険	健康保険	会社員等の病気・怪我の際の医療給付等	主に会社員とその被扶養者	事業主と被保険者が折半
	共済組合等	公務員等の病気・怪我の際の医療給付等	公務員・私立学校教職員とその被扶養者	加入者と事業主(国・地方公共団体等)が負担
	船員保険	船員の病気・怪我等の際の医療給付等	船員とその被扶養者	事業主と被保険者が分担

労働保険・社会保険 早わかり比較表

大分類	種類	概要・保障内容	対象・加入義務	保険料負担
社会保険	国民健康保険	自営業者等の病気・怪我・出産・死亡時の医療給付	他の医療保険に加入していない人	被保険者が負担(所得等に応じ軽減あり)
	後期高齢者医療制度	75歳以上等(65歳以上で一定障害認定者含)の医療給付	75歳以上の高齢者、65歳以上で一定等級以上の障害認定を受けた者	被保険者負担、公費、現役世代の支援金で構成
	国民年金	全国民共通の基礎年金(老齢・障害・遺族)	日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人(強制加入)	全額被保険者が負担
	厚生年金保険	国民年金に上乗せされる年金(会社員等対象)	主に会社員や公務員(国民年金の第2号被保険者)	事業主と被保険者が折半
	介護保険	要介護認定・要支援認定を受けた場合の介護サービス給付	40歳以上の公的医療保険加入者	公費と40歳以上の人が納める保険料で構成